

放射能汚染木材を燃やす 田村バイオマス発電の問題

NPO法人市民放射能監視センター（ちくりん舎）

副理事長 青木 一政



田村バイオマスの建設場所—福島県田村市大越町

福島原発から20-30kmの位置



大越子ども園まではわずか600m



近隣住宅までは200m程度

住民へまともな説明なし
—田村市と田村バイオマスエナジー(株) (田村BE)

バイオマス燃料の使用計画書

1. 本質バイオマス利用量等（チップの比率 として計算）

燃料区分等	利用量 (t/年)	利用量 (m ³ /年)
本質 バイオマス 利用量		
バイオマス 以外の燃料		
合 計		

年度 (平成)	バイオマス種類	仕入量 (t)	仕入事業者	備考

3.当該申請設備において使用するバイオマス燃料の使用予定数量、調達方法等は次のとおりです。

燃料名	年間利用 予定数量 (t/年)	調達先 (会社名等)	木材・木質 チップ 集荷地域	木材の 水分率 (%)	予定購入価格 (円/t)

4.木質チップを製造するチップ工場。

工場名称	所在地	供給計画量 (t/年)	占有率 (%)	団体認定番号

開示請求で田村市から提示された資料。

燃料調達計画はのり弁状態、具体的な事業計画は一切不開示

住民の不信を招く事業推進

2016年2月	富塚（前）田村市長が共同記者会見で木質バイオマス発電計画について発表。①（放射能濃度の高い）樹皮は燃やさない、②チップ工場は作らない。
2016年7月	田村市、タケエイ(株)、田村バイオマスエナジー(株)3者による企業立地基本協定締結。



2017年4月	市長選で本田仁一氏が当選、直後にタケエイ(株)が協定変更を申し出る。
2017年9月	周辺住民説明会で契約内容の重要事項変更の説明。①バーク（樹皮）も燃やす、基準は100bq/kg。②チップ工場を隣接して建設する。



2017年9月	「大越町の環境を守る会」発足。バイオマス発電所建設反対の署名運動開始。
2018年2月	町内有権者過半数の建設反対の署名簿提出。（署名全体で約5000筆）



建設が進む田村バイオマス発電



住民は田村市長を相手取り提訴

2019年9月、田村市の住民10名は福島地裁に
訴状提出。被告は本田仁一田村市長。

田村B Eに支出した田村市の11億6300万円の
補助金は、田村B E(株)の説明が虚偽であり詐
欺あるいは、市の錯誤に基づくものであるか
ら損害賠償請求又は不当利益返還請求をせよ。

現在まで3回の法廷が開かれた。第4回は8月
19日予定。

これまで被告側は原告側の技術的・具体的批
判・疑問点に図面や設計書、手順書等による
技術的説明や反論を一切していない。

裁判で明らかになってきた市と田村BEの虚偽説明

●燃料木の受け入れ時の放射能管理

伐採地確認、**空間線量計でバックグラウンドと比べて変化ない**ことを確認。(2019. 4. 26第1回地域協議会資料)



間伐材の発生地については、林野庁が定める「**ガイドライン**」(乙13)に**基づく間伐材証明書に基づいて、確認**する。2020. 3. 24被告第1準備書面。

線量計での**測定が無くなった**。

●燃料チップボイラー投入前の放射能管理

事業者が**チップにした状態でベルトコンベアに乗って焼却炉に入る段階**において、**入る経過において、検査機を設置をして、100ベクレルを超えるものがあつたらベルトコンベアが止まる**。(2017. 12. 7田村市議会・本田市長議会答弁)



木質チップの放射能濃度の測定について**サンプル測定を行う**。
(2020. 3. 28被告第1準備書面7p)

全量自動測定・自動停止が場所も頻度も方法も不明な**サンプル測定**に変わった。

裁判で明らかになってきた市と田村BEの虚偽説明

●バグフィルタの後段に更に集じん効率の高いHEPA（へパ）フィルタ設置

排ガス中の放射性物質の捕捉対策として、バグフィルターに加え、高性能フィルターであるヘパフィルターを設置し、フィルター二重構造化して安全管理対策を講じます。

（2018年6月、市議会定例会で商工課答弁）

発電事業者と協議し、国内最高レベルの安全対策を講じることとしたところであります。

（2018年9月定例議会本田市長答弁）



「安心対策としてのHEPAフィルタ」
「HEPAフィルタを設置することにより排ガス中のばいじんをほぼ全量捕捉し更にクリーンな状態にして大気放出する計画です」と記載したのは、HEPAフィルタ設置が「安全」対策を超えた「安心」対策のためである」。
（2019年11月14日被告答弁書）

その意味で、個別の集塵性能を数値化しているものではない。
（2020年3月28日被告第2準備書面）

「国内最高レベルの安全対策」が「安心対策」とすり替わった。
HEPAフィルタと称するには当然達成すべき基準（JIS）がある。
「安心」対策とすることで実質の機能を果たさない単なる「お飾り」であっても問題ないことになる。